

# 土地を所有されているみなさま

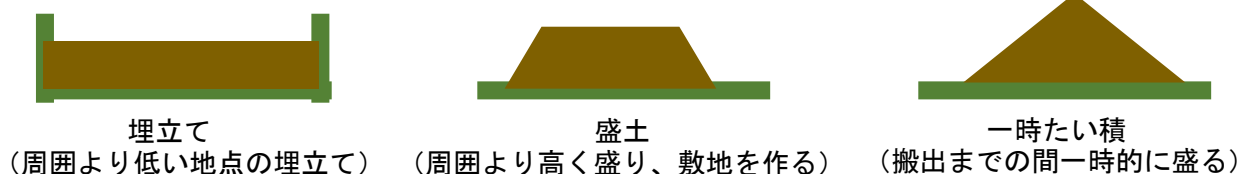
令和2年11月1日より神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例が施行されます

## 条例制定の目的

建設工事で発生した土砂は、全国各地で適切な管理がなされず（特に山間部）過剰に土砂がたい積されたことによる崩落事故が発生しています。

このようなことが、本市の特徴である都市部と山間部が近い場所において発生すると、災害発生、生活環境・自然環境等への影響がより大きなものとなることから、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、新たに「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（市条例）」を制定しました。

【土砂埋立ての例】



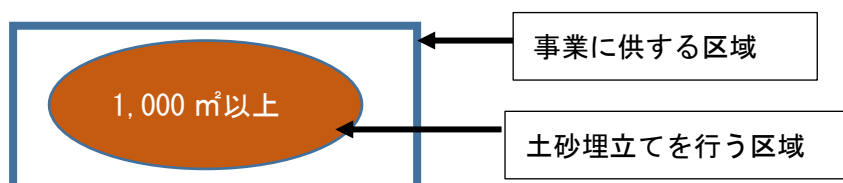
## 土砂所有者に関する規定

### 1. 土地の使用に関する同意

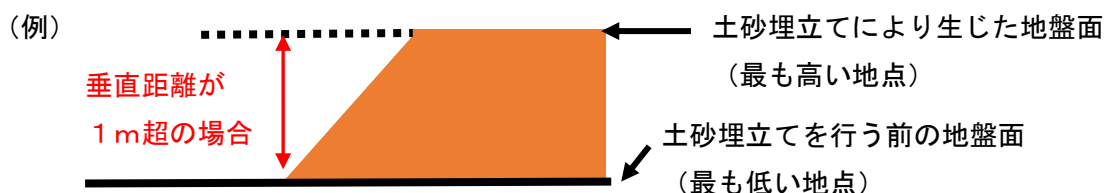
○市条例では、事業を行おうとする区域外から土砂を搬入し、埋め立てる場合で、下図のア、イのいずれの条件も満たしている時（「特定事業」といいます。）は、事前に許可を受ける必要があります。（国が行う事業、災害復旧のための応急措置等は許可不要。）

（例）残土処分場、開発事業、宅地造成、農地のかさ上げ等

ア. 土砂埋立て等に供する区域の面積が1,000㎡以上の土砂埋立て等



イ. 高さ（一番低いところと高いところの差）が1mを超える土砂埋立て等



○特定事業を行う場合、特定事業を行おうとする者（「事業者」といいます。）は、土砂埋立てを行う区域内の全ての土地所有者より、特定事業の目的、廃棄物の混入防止、災害発生の防止措置の内容等の説明を行い、理解を得た上で土地使用に関する同意を得る必要があります。

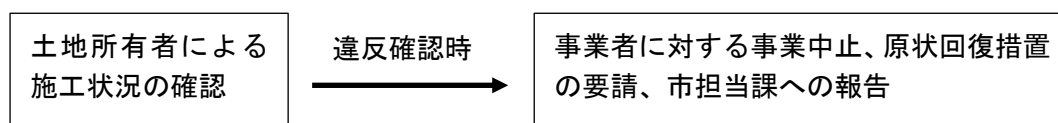
## 2. 土地所有者の責務

○土地の使用に同意した土地所有者は、特定事業の施工中、毎月1回以上、施工状況に関する以下の事項を確認する必要があります。

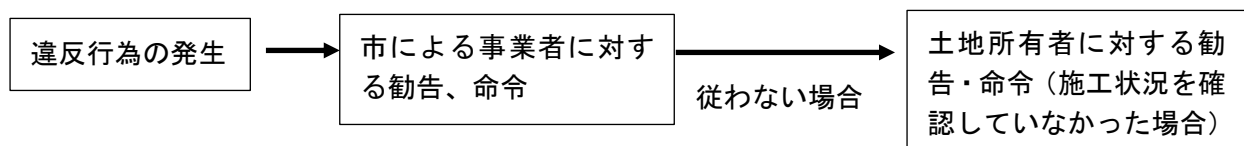
※土地所有者が自ら土地の使用状況の確認等が困難なケースについては、土地所有者の代わりの方が確認していただいても結構です。

- ・同意の際に説明を受けた内容と相違がないか
- ・土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生又はそのおそれがないか

○違反等を発見した場合は、事業者に対し、特定事業の中止、原状回復等の措置を取るよう求め、あわせて市担当課（環境局事業系廃棄物対策課）に報告していただく必要があります。



○特定事業を行っている者が、市の勧告、命令に従わないで必要な措置を講じず、かつ土地所有者が施工状況を確認していなかった場合、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告、命令することがあります。（命令に従わなかった場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。）



## 最後に

土砂の不適正な処理が発生した場合の責任は、まず、不適正処理を行った者にその責任があることは言うまでもありません。しかし、土地の所有者のみなさんが無関心であると、法令遵守の意識が薄れ、「見つからなければよい」という意識が働き、不適正な土砂埋立てを助長しているケースが多く見受けられます。

本来、土地の所有者のみなさんには、善良にその土地を管理する義務があります。「自分の土地は自分で守る」という意識の下、土地を貸した後も、事業の実施状況を確認していただきますようお願いいたします。

※市条例の内容に関する詳しい内容は、市ホームページをご確認下さい。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/tokuteijigyo.html>

## お問い合わせ先・担当課

神戸市環境局環境保全課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5

TEL:078-595-6192 FAX:078-595-6256

E-mail: sanpaisinsa@office.city.kobe.lg.jp